

最低賃金の引き上げに取り組む事業者を応援します

# 最低賃金の引き上げに伴う支援策地域別説明会

10月6日より、大分県内の最低賃金が現在の時給792円から30円引き上げられて822円となる見込みです。

事業者には、最低賃金の引き上げに伴い、従業員1人ひとりの生産性を向上させるためのさらなる努力が求められることとなりますが、コロナ禍が長期化する現状下では容易なことではありません。

大分労働局では、事業場内最低賃金を20円以上引き上げる中小事業所を対象に、生産性向上を目的とした設備投資や人材育成に係る経費を助成する「業務改善助成金」の申請を受け付けており、コロナ禍に配慮した特例措置も設けています。また、大分県でも、緊急相談窓口を開設したほか、新たな支援策を検討中です。

ついては、業務改善助成金等支援策の説明会を、県内6地域で開催しますので、該当事業者や商工団体、金融機関、社会保険労務士など、関係者の皆様は是非ご参加ください。

日程：令和3年9月1日（水）15：30～16：30（受付：15：15～）

【東部地区】大分県別府土木事務所大会議室（別府市大字鶴見字下田井14-1）

【中部地区】大分県庁本館2階正庁ホール（大分市大手町3-1-1）

【南部地区】大分県南部振興局大会議室（佐伯市長島町1-2-1 佐伯総合庁舎内）

【豊肥地区】大分県豊肥振興局21会議室（竹田市大字竹田字山手1501-2 竹田総合庁舎内）

【西部地区】大分県西部振興局大会議室（日田市城町1-1-10 日田総合庁舎内）

【北部地区】駅川公民館（宇佐市大字法鏡寺224）

内容：（1）業務改善助成金の内容と申請書作成のポイントについて（大分労働局）

（2）大分県の支援策について

対象：事業者、商工団体、金融機関、市町村商工労働担当課、社会保険労務士など

定員：20名程度（中部地区のみ50名程度） ※密にならないよう最小限の人数とします。

※説明はオンラインにより6会場同時の形式で行いますので、あらかじめご了承ください。

## 【申込方法】《申込期限：8月30日(月)》

①FAXでお申し込みの方 → 下記申込書に必要事項をご記入ください。(FAX:097-506-1752)

②オンラインでお申し込みの方

県庁ホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/sme/saiteichingin-setsumeikai.html>)

→「申込方法」からオンライン申込フォームに入力

※ 右記QRコードからも申込フォームに直接アクセスできます →

※オンラインでの参加を希望される者には、ZoomのURLをお知らせすることも可能です。

※当日の匿名参加も可能です(空き状況については県庁ホームページでお知らせします)。



事業者名			希望会場
	役職	氏名	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部の別を記入 オンライン希望の場合は「オンライン」と記入
参加者1			
参加者2			
電話番号		e-mail	

【お申込み・お問合せ先】大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課 宮本、上原 (TEL: 097-506-3215)

雇用労働政策課 深田、村山 (TEL: 097-506-3357)

(FAX: 097-506-1752 / E-mail: a14110@pref.oita.lg.jp)